

働きながら妊娠・出産・育児をするあなたへ

職場でつらい思い、していませんか？

厚生労働省 群馬労働局雇用環境・均等室

妊娠・出産・育児休業等を理由に、事業主や人事担当者が、**解雇やパートへの契約変更など不利益な取扱い**を行うことは、「**違法**」です。

たとえば①

妊娠を報告したら、正社員からパートに変更と言われた!!

たとえば②

上司から、「パートに産休は無い」と言われ、退職を迫られた!!

たとえば③

同僚から「妊婦に仕事は任せられない」と言われた!!

STOP!
不利益
取扱い



これって法律違反?と思ったら、ひとりで悩む前にご相談ください



妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(上司や同僚による嫌がらせ等)の防止措置は、**事業主の義務**です!また、妊娠・出産の申出をした労働者に対する**個別の制度周知、意向確認**等の措置も、**新たに義務付け!**(令和4年4月1日施行)

妊娠中に利用できる制度

Q: つわりがひどくて大変。会社に相談したら、「通常の勤務をしてくれないと困る」と言われた…

A: つわりなど妊娠中の症状について医師から指導を受けた場合、会社に伝えることで母性健康管理措置を受けることができます(作業の制限、勤務時間短縮、休業等)。医師からの指導を正確に伝えるため、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう!様式はほとんどの母子健康手帳に掲載されています。

有期契約労働者の休業制度

Q: パートや派遣、契約社員でも育休を取れる?

A: パートや派遣、契約社員等の有期契約でも、「1歳6か月になるまでの間に雇用関係が終了することが確実ではない」労働者は、育児休業を取得できます。具体的には、育児休業申出の時点で、書面又は口頭により「次期契約は更新しない」と明示されていなければ、原則として取得可能です。ただし、育児休業申出の時点で入社1年未満の労働者は、労使協定の締結により、取得できない場合があります。

育児休業の取得可能期間

Q: 保育所が見つからないのですが、育児休業を延長できますか?

A: 育児休業は原則として1歳まで取得できますが、保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月まで延長できます。1歳6か月以降も保育所に入所できない等の場合には、2歳まで再延長可能!

復職後の両立支援制度

Q: 保育園の送迎のため、勤務時間を短縮したいのですが、会社が認めてくれません…

A: 子どもが3歳になるまで、所定労働時間を6時間に短縮する短時間勤務制度を利用できます。また、所定外労働(残業)を免除してもらうことも可能です。

Q: 子どもが病気になったとき、会社を休めるか心配…

A: 子の看護休暇として、小学校就学前の子が1人の場合は年5日(2人以上の場合は年10日)、時間単位で休むことができます(有給か無給かは会社の定めによる)。

ご相談・お問合せは
こちらへ



群馬労働局 雇用環境・均等室 (匿名でも大丈夫、無料です)
TEL 027-896-4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 受付 8時30分~17時15分(土日祝日・年末年始除く)



妊娠から復職後までの詳しい流れについて、裏面もご覧ください。

妊娠期

産前6週間

産後8週間

1歳まで

3歳まで

小学校入学まで

母性保護等の制度

軽易業務への転換

母性健康管理措置（医師の指導に沿った措置を受ける制度）、時間外労働・深夜業等の免除

育児時間（1日2回、各30分）



出産



休業制度

42日間

56日間

産前・産後休業

夫婦が共に休業をしている場合は、1歳2か月までの間の1年間、休業できます（パパ・ママ育休プラス）。

パパも積極的に育児休業を取得して、夫婦の絆を深めましょう!!

【育児・介護休業法の改正 施行日：令和4年10月1日】
① 育児休業について特別な事情が無くても2回まで分割可能
② 出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できる「産後パパ育休」の創設（上記①とは別に取得可能）

育児休業

左記①・②を併用すると最大4回取得可能！

保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月まで育児休業を延長できます。1歳6か月以降も保育所に入所できない等の場合には、2歳まで再延長可能！

休業以外の制度



こちらは「くるみんマーク」子育てサポート企業として、男性の育児休業実績等の基準を満たし、厚生労働省の認定を受けた企業が、名刺や求人広告、商品等に表示できるマークです。

育児短時間勤務制度、所定外労働（残業）の免除

子の看護休暇（1年5日間、子が2人以上なら10日間）

時間外労働の制限（1か月24時間、1年150時間）、深夜業の免除（午後10時～午前5時）

給付金など

健康保険組合

ハローワーク

出産育児一時金

出産手当金

1児の出産につき原則42万円が支給される。
産前・産後休業の期間、賃金の3分の2相当額が支給される。

育児休業給付金

原則として休業開始時賃金の50%が支給される。育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%を支給（社会保険料等の免除により、手取り賃金で比べると約8割）。

1歳以降、法令で定める延長事由に該当して育児休業を取得する場合、育児休業給付金も延長可能。

社会保険料

要支払期間（免除無し）

年金事務所

産前産後休業・育児休業中は、労使ともに社会保険料の支払が免除

要支払期間（免除無し）
※ 1歳以降、法令で定める延長事由に該当して育児休業を取得する場合、社会保険料免除も延長可能。
※ 会社独自の規定で3歳まで育児休業が可能な場合、3歳まで免除可能。